

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定

日本国政府及び博覧会国際事務局は、

日本国が、博覧会国際事務局の構成員であり、かつ、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正及び千九百八十八年五月三十一日の改正によって改正され、及び補足された国際博覧会に関する条約の締約国であること並びに同条約によって博覧会国際事務局に与えられる任務の遂行に必要な特権及び免除に関する国及び国際機関との間の協定を締結する権能を同条約が博覧会国際事務局に与えていることを考慮し、

日本国が、博覧会国際事務局により二千二十年十二月一日の総会（第百六十七回会期）において登録を受けて、「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマの下で二千二十五年日本国際博覧会を二千二十五年四月十三日から同年十月十三日まで主催することを考慮し、

日本国の領域における二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する事項を規定することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「博覧会」とは、二千二十五年四月十三日から同年十月十三日まで日本国の大阪において開催される二千二十五年日本国際博覧会をいう。

(b) 「公式参加者」とは、日本政府からの博覧会への参加の公式の招請を受け入れた国又は国際機関をいう。

(c) 「陳列区域代表」とは、各公式参加者が条約第十三条に定める任務のために任命する代表をいう。

(d) 「陳列区域代表事務所」とは、各公式参加者が第十三条に規定する総合窓口を通じて陳列区域代表事務所として事前に指定する個人、法人又はその他の団体をいう。

(e) 「陳列区域代表事務所の職員」とは、陳列区域代表、陳列区域代表代理及びパビリオン館長並びに陳

列区域代表事務所が直接に雇用する者をいう。

(f) 「条約」とは、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正及び千九百八十八年五月三十一日の改正によって改正され、及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

(g) 「B I E」とは、博覧会国際事務局をいう。

(h) 「B I Eの代表者」とは、B I E事務局長、B I E総会議長、B I E総会副議長及びB I E事務局の職員をいう。

(i) 「開催者」とは、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会をいう。

(j) 「博覧会に関連する非商業的活動」とは、博覧会の準備、運営及び広報に関する活動並びに博覧会に関連するその他の活動をいい、飲食物の販売、商品の販売、入場料を伴う行事の開催及びその他の営利目的の活動を含まない。

(k) 「被扶養者」とは、陳列区域代表事務所の職員及びB I Eの代表者の配偶者及び二十歳未満の子をい

い、心身障害を有することにより自立することができない状態にある二十歳以上の子を含む。

第二条

1 B I Eは、条約第二十五条1の規定に従い、博覧会に関して条約の適用を監督し、及び確保する責任を負う。

2 日本国政府は、条約第十条2の規定に従い、開催者による義務の履行を保証し、並びに開催者が博覧会の準備及び運営に関する任務を遂行することを確保する。

3 博覧会政府代表は、条約第十二条の規定に従い、条約の全ての目的のために及び博覧会に関する全ての事項について日本国政府を代表する。

第三条

1 日本国政府は、自国の法令に従い、次の者の自国への入国及び自国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとる。これらの者の博覧会に関する査証は、無償で、かつ、できる限り速やかに発給される。

(a) 陳列区域代表事務所職員及びその被扶養者

- (b) 公式参加者に対するサービス提供者の人員
 - (c) 公式参加者の展示者の人員
 - (d) 公式参加者が博覧会の敷地内で開催する芸術的及び文化的行事に関与する者
 - (e) 公式参加者の代表団に同行する報道関係者であつて、公式参加者が博覧会において開催する行事を取
材するもの
 - (f) 公式参加者が開催者の許可を得て博覧会の敷地内で行う商業活動に関与する者
 - (g) B I Eの代表者及びその被扶養者
- 2 日本国の権限のある出入国管理当局は、三箇月を超える期間日本国に滞在する資格を有する陳列区域代表事務所
の職員に対して在留カードを交付する。ただし、在留カードは、「短期滞在」、「外交」又は「公用」の在留資格に基づいて滞在する資格を有する者に対しては、交付されない。
- 3 第十三条に規定する総合窓口は、1に掲げる者の入国、滞在、居住及び就労に関する証明書を作成する。
- 4 陳列区域代表事務所は、日本国政府に対し、陳列区域代表事務所の職員及びその被扶養者の氏名並びに

これらの者が日本国に滞在する期間をその他の関連情報とともに、総合窓口を通じて、個別にかつ遅滞なく通知するものとする。

5 陳列区域代表事務所は、日本国政府に対し、1(b)から(f)までに掲げる者の氏名並びにこれらの者が日本国に滞在する期間及び目的をその他の関連情報とともに、総合窓口を通じて、個別にかつ遅滞なく通知するものとする。

6 B I Eは、日本国政府に対し、B I Eの代表者及びその被扶養者の氏名並びにこれらの者が日本国に滞在する期間をその他の関連情報とともに、総合窓口を通じて、個別にかつ遅滞なく通知する。

第四条

1 日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所並びにその財産、資産及び収入は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。

2 陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に

対する禁止及び制限を免除される。その免除にかかわらず、当該免除を受けて輸入される物品は、日本国の法令に基づいて課される禁止又は制限であつて、公衆道徳、公の秩序、公共の安全若しくは公衆衛生に係る理由によるもの、動植物防疫に係る考慮によるもの又は特許、商標、著作権及び複製権の保護に関するものの対象となる。また、当該免除を受けて輸入される物品は、日本国政府と合意した条件による場合を除くほか、日本国において売却されないことが了解される。

3 陳列区域代表事務所は、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、次の物品及びサービスの日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができる。

(a) 博覧会における当該陳列区域代表事務所のパビリオンの建設、設置及び撤去のために調達される物品及びサービス

(b) 当該陳列区域代表事務所の運営のために調達される物品及びサービス

第五条

1 B I E並びにその財産、資産及び収入は、B I Eの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上

公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。

2 B I Eは、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、B I Eの運営のための物品及びサービスの日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができる。

第六条

陳列区域代表事務所及びB I Eは、日本国の法令に従い、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができる。

第七条

陳列区域代表事務所は、日本国の法令によりその開設のために免許及び登録を要しない無線局を無償で使用することができる。

第八条

1 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において次の特権及び免除を享有する。

- (a) 当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除
 - (b) 日本国の関税法令に従い、日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品（自動車一台を含む。）を輸入する権利
 - (c) (b)に規定する自動車に関する全ての直接税の免除
- 2 1の規定は、日本国民である陳列区域代表事務所の職員及び日本国に通常居住している陳列区域代表事務所の職員については、適用しない。

第九条

- 1 博覧会を目的として日本国を訪問するB I Eの代表者は、B I Eの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国において次の特権及び免除を享有する。
- (a) B I Eの博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除
 - (b) 日本国の関税法令に従い、日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手

回品（自動車一台を含む。）を輸入する権利

(c) (b)に規定する自動車に関する全ての直接税の免除

2 1の規定は、日本国民であるB I Eの代表者及び日本国に通常居住しているB I Eの代表者については、適用しない。

第十条

1 日本国の都道府県公安委員会が発給した有効な運転免許証を所持する陳列区域代表事務所の職員、B I Eの代表者及びこれらの者の被扶養者は、追加的な義務を負うことなく、日本国において当該運転免許証で自動車を運転することができる。

2 千九百四十九年九月十九日にジュネーブで採択された道路交通に関する条約の附属書九又は附属書十に定める様式に適合する有効な運転免許証を所持する陳列区域代表事務所の職員、B I Eの代表者及びこれらの者の被扶養者は、日本国に到着した後十二箇月を超えない期間、日本国において当該運転免許証で自動車を運転することができる。

3 2に規定する運転免許証を発給していないが、日本国の法令に定める日本国の運転免許制度と同等の水

準と認められる運転免許制度を有している日本国以外の国又は地域が発給した有効な運転免許証を所持する陳列区域代表事務所の職員、B I Eの代表者及びこれらの者の被扶養者は、当該運転免許証に日本国の法令に定める機関が作成した翻訳文を添付している場合に限り、追加的な義務を負うことなく、日本国に到着した後十二箇月を超えない期間、日本国において当該運転免許証で自動車を運転することができる。

第十一条

1 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員及びB I Eの代表者（日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない者に限る。）は、日本国の法令に定める社会保障制度に参加することを要求されない。陳列区域代表事務所及びB I Eは、当該陳列区域代表事務所の職員及びB I Eの代表者に関し、当該社会保障制度に対する全ての強制的な拠出を免除される。

2 陳列区域代表事務所の職員及びB I Eの代表者が1の規定に従い日本国の法令に定める社会保障制度に参加することを要求されない場合には、その随伴する被扶養者（日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない者に限る。）も、当該社会保障制度に参加することを要求されない。ただし、雇用保険及び労働者災害補償保険については、この限りでない。

第十二条

陳列区域代表事務所の職員の被扶養者は、その年齢に応じ、日本国の公立の小学校及び中学校に入学することを認められる。

第十三条

この協定に定める特権及び免除並びに博覧会への参加に関する全ての必要な情報を陳列区域代表事務所及びBIEに提供するため、日本国の大阪に総合窓口が設置される。また、総合窓口は、陳列区域代表事務所、BIE及び関係する者に対し、日本国の当局に提出されるべき特権及び免除に関するその申請について便宜を供与する。

第十四条

1 この協定によって与えられる特権及び免除は、博覧会のためにのみ与えられるものであって、個人の上の便宜のために与えられるものではない。

2 1に規定する特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、日本国政府は、陳列区域代表事務所、BIE又は関係する者に対し、濫用された特権又は免除の許与を自国の法令に従って停止す

る権利を有する。

- 3 この協定のいかなる規定も、安全保障のために全ての予防措置をとる日本国政府の権利に影響を及ぼすものではない。

第十五条

- 1 この協定の解釈又は適用に関する日本国政府とB I Eとの間の紛争は、協議によって解決される。

- 2 1の規定によつて紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、日本国政府又はB I Eのいずれかの要請により、次の方法によつて個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託される。

- (a) 日本国政府及びB I Eは、日本国政府又はB I Eのいずれか一方が他方に対して仲裁の要請を通告した日の後六十日以内に各一人の仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第三の仲裁人を仲裁裁判所の裁判長として任命することに合意する。当該第三の仲裁人は、日本国政府又はB I Eのうち各一人の仲裁人を任命することについていずれか遅い方が他方に対してその任命を通告した日の後六十日以内に任命されるものとする。

- (b) (a)に規定するそれぞれの期間内に、日本国政府若しくはB I Eのいずれかが仲裁人を任命することが

できない場合又は裁判長について二人の仲裁人が合意しない場合には、日本国政府又はB I Eは、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うよう要請することができる。

3 仲裁裁判所の決定は、投票の過半数による議決で行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、日本国政府及びB I Eを拘束する。

第十六条

この協定の改正に関する協議は、日本国政府又はB I Eのいずれかの要請によって行われる。いかなる改正も、相互の合意によって行われる。

第十七条

1 この協定は、日本国政府及びB I Eがこの協定の受諾を通告する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、2の規定に基づいて終了しない限り、博覧会の終了の日の後一年が経過するまでの間効力を有する。

2 この協定は、日本国政府とB I Eとの間の合意により終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年二月十五日にドバイで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

博覧会国際事務局のために